

平成 23 年 12 月 7 日

要望項目等に関する最終整理案

【法人課税関係】

(他税目に共通するものを含む)

沖縄関連税制（案）

P

その他の租税特別措置等（案）

（新設）

- 東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講ずる。【要望・内閣官房1】

（1）福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、特定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も同様に、これに基づき適用することができることとする。この場合における次の①の措置については、平成28年3月31日まで即時償却ができることとする。

- ① 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- ② 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- ③ 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- ④ 再投資等準備金制度
- ⑤ 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

（2）避難解除区域に係る措置

- ① 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同

日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合には、その減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、この制度における控除税額の上限は当期の法人税額の20%とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができることとする。

（注1）被災事業者とは、平成23年3月11日において避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいう。

（注2）避難対象区域とは、緊急時避難準備区域、警戒区域及び計画的避難区域として設定された区域をいう。

（注3）福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の前日に避難区域の設定を解除された地域については、福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日から同日以後5年を経過する日までの間の措置とする。

（注4）建物等には、社宅等の用に供するものを含む。

② 避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

事業者が、避難対象区域の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができることとする。ただし、この制度における控除税額の上限は、当期の法人税額の20%とする。

なお、上記①の制度、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度又は

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できないこととする。

(注) 被災雇用者等とは、次の者をいう。

- 1 平成 23 年 3 月 11 日時点において避難対象区域内の事業所に勤務していた者
- 2 平成 23 年 3 月 11 日時点において避難対象区域内に居住していた者

(拡充・延長等)

- 共同利用施設の特別償却制度の適用期限を1年延長する。【要望・厚生労働省18】

- 環境関連投資促進税制について、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとする。【要望・経済産業省3】

- 海外投資等損失準備金制度の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省4】

- 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省6】

- 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省14】

- 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長する。
【要望・経済産業省18、総務省4、文部科学省10、厚生労働省29、農林水産省12、国土交通省30、環境省7】

- 中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省20、総務省6、厚生

労働省 31、農林水産省 13～16、国土交通省 35】

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。【要望・経済産業省 21、総務省 7、厚生労働省 30】

- 特定再開発建築物等の割増償却制度における都市再生特別措置法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置について、対象となる認定計画にその認定があったものとみなされる特定都市再生緊急整備地域に係る整備計画を含めることとする。【要望・国土交通省 2】

- 関西国際空港整備準備金制度について、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の制定に伴い、次の関西国際空港用地整備準備金制度に改組する。【要望・国土交通省 15】

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の規定により国土交通大臣が指定する株式会社が、新関西国際空港株式会社に関西国際空港用地の貸付けを開始した日から同空港用地の造成工事の費用に係る借入金等の債務の返済の完了が予定されている日までの期間内の日を含む各事業年度において、同空港用地の整備に要する費用の支出に備えるため、同空港用地の取得価額等の10分の1とその事業年度の所得の金額から旧関西国際空港株式会社所得水準額を控除した金額とのいずれか低い金額以下の金額を関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入できることとする。なお、この準備金は、その債務の返済の完了が予定されている日を含む事業年度終了の日において残高がある場合には、その残高につきその事業年度後30年間で均等額を取り崩して、益金の額に算入することとする。
- (注) 旧関西国際空港株式会社所得水準額とは、当該指定会社及び新関西国際空港株式会社の所得の金額等を基礎として計算した金額の5分の1をいう。

- 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の適用期限を2年

延長する。【要望・環境省4】

- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
【要望にない項目等1】

- 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を2年延長する。【要望にない項目等2】

(廃止・縮減等)

- 公害防止用設備の特別償却制度について、対象資産からPCB汚染物等無害化处理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化处理用設備を除外した上、その適用期限を2年延長する。【要望・厚生労働省19、環境省5】

- 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の買換資産の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。【要望・国土交通省21、経済産業省24】
 - (1) 土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300㎡以上のものに限定する。
 - (2) 貨物鉄道事業用の機関車の範囲から入換機関車を除外する。

- 所要の法律改正を前提に、社会・地域貢献基金が廃止される場合には、社会・地域貢献準備金制度を廃止する。【見直し・総務省1、内閣官房1】

(その他)

- 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加する。【要望・内閣府 25】

- 東日本大震災により被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から当該法人に対する債権につき債務の免除を受けた場合には、期限切れ欠損金の損金算入をできることとする。【要望・内閣府 25、経済産業省 8】

- 地方公共団体情報処理機構法（仮称）の制定を前提に、地方公共団体情報処理機構（仮称）を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第一（公共法人の表）、登録免許税法別表第二（非課税法人の表）、消費税法別表第三及び印紙税法別表第二（非課税法人の表）に追加する。【要望・総務省 2】

- 資産の評価損益の計上及び期限切れ欠損金の優先控除制度について、債務処理に関する計画に政府関係金融機関が債務免除をすることが定められていることとの要件における政府関係金融機関の範囲に、株式会社国際協力銀行を追加する。【要望・財務省 6】

- 平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずる。【要望・厚生労働省 26、金融庁 18、財務省 2】

- 所要の法律改正を前提に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構への石炭資源開発業務及び石炭経過業務の移管後も現行制度と同様の税制措置を講ずる。【要望・経済産業省 7】

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 予算措置を前提に、対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で戦略的省エネルギー技術革新プログラム事業（仮称）等に係るものを追加する。【要望・経済産業省 11】
 - (2) 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の制定に伴い、対象となる国庫補助金等の範囲に新関西国際空港株式会社が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき交付する補助金を追加する。【要望・国土交通省 16】

 - 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な措置及び管理に関する法律に基づく組織再編成による新関西国際空港株式会社への資産・負債の承継について、所要の措置を講ずる。【要望・国土交通省 18】

 - 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成 25 年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充することとする。【要望・国土交通省 13】
- (注) 上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する。

検討事項（案）

- 会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、企業の予測可能性にも留意しつつ、所得金額のみならず、各種指標による中小企業者の定義づけの可能性も含めて、そのあり方を引き続き検討することとする。